

## 府中市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(適合性確認機関)

第3条 法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第55条第1項の規定による変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をしようとする者は、当該申請をする前に、当該申請が法第54条に掲げる基準に適合するかどうかについて、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「適合性確認機関」と総称する。）の審査を受けることができる。ただし、住宅の用途以外の用途に供する部分を含む建築物に係る低炭素建築物新築等計画については、登録建築物調査機関の審査のみを受けることができる。

(認定申請書に添付する図書及び調書)

第4条 規則第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す書類（適合性確認機関が作成したものに限る。）を有する場合には、当該書類
  - (2) 前号に掲げるもののほか、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することが確認できる図書で、市長が認めるもの
- 2 規則第41条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第2号の図書を添付する場合において、規則第41条第1項に掲げる図書のうち市長が不要

と認める図書とする。

(建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定)

第5条 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があった場合で、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第5項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する部分が含まれているときは、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

(計画の通知)

第6条 法第54条第3項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、計画通知書(第1号様式)に建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の確認の申請書を添付して建築主事に行うものとする。

(認定申請の取下げ)

第7条 認定申請又は変更認定申請をした者は、市長が認定又は変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第2号様式)の正本及び副本により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前条の通知を行った後で前項の規定による届出があったときは、取下げ通知書(第3号様式)により建築主事に通知しなければならない。

3 第1項の取下げ届の副本は、同項の規定による届出をした者に返還するものとする。

(不認定通知)

第8条 市長は、認定申請に係る計画又は変更認定申請に係る計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合しない場合、建築主事から同条第4項の規定で準用する建築基準法第18条第12項の規定による通知を受けた場合(法第55条第2項において準用する場合を含む。)又は当該申請の手續が規則又はこの細則に違反していると認める場合は、当該申請に係る計画を認定しないものとし、不認定通知書(第4号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(新築等の状況の報告)

第9条 認定建築主は、法第56条の規定により、法第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(法第55条第1項の規定による変更があったと

きは、その変更後のもの。以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。)に基づく低炭素化のための建築物の新築等の状況について報告を求められた場合は、新築等状況報告書(第5号様式)に、報告内容を説明するための図書を添付して、市長に報告するものとする。

(建築を取りやめる旨の届出)

第10条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、建築取りやめ届(第6号様式)の正本及び副本に、低炭素建築物新築等計画認定通知書(変更認定を受けた者は、低炭素建築物新築等計画認定通知書及び低炭素建築物新築等計画変更認定通知書)を添付して、市長に届け出なければならない。

2 前項の建築取りやめ届の副本は、認定建築主に返還するものとする。

(工事の完了の報告)

第11条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したときは、次の各号に掲げる場合に依りてそれぞれ当該各号に掲げる書面により市長に報告するものとする。

(1) 計画に従って建築工事が行われたことを建築士が確認した場合 工事完了報告書(第7号様式)及び建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の15の規定による当該建築物の工事監理報告書の写し

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 工事完了報告書(第8号様式)及び当該建築物の建築工事を施工した施工者による発注者への工事完了報告書の写しその他これに類するもの

(認定の取消しの通知)

第12条 法第58条の規定による取消しを行った場合は、認定取消通知書(第9号様式)により認定建築主に通知するものとする。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。